

資料6 事故等の再発防止のための行政指導（通達）

- 6-1 内燃動車等の動力伝達装置の推進軸等の緊急点検について
- 6-2 列車事故の対応マニュアルの点検等について
- 6-3 内燃動車等の車両整備の実施状況に係る緊急点検について

国鉄技第32号

平成23年5月29日

各地方運輸局鉄道部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

鉄道局 技術企画課長

内燃動車等の動力伝達装置の推進軸等の緊急点検について

平成23年5月27日に発生した北海道旅客鉄道株式会社の石勝線における内燃動車の列車脱線事故については、現在、運輸安全委員会において事故原因の調査が行われているが、当該列車が走行中に動力伝達装置の推進軸等が脱落したことがこれまでに明らかになっている。

また、去る5月25日に四国旅客鉄道株式会社の高德線を走行する内燃動車において補機駆動軸が脱落する事案が発生していることから、内燃動車及び内燃機関車の動力伝達装置の同種部品類について緊急に点検するよう管下鉄軌道事業者に指導するとともに、点検結果をとりまとめるうえ、6月30日までに報告されたい。

各地方運輸局 鉄道部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

鉄道局 安全監理官

列車事故の対応マニュアルの点検等について

平成23年5月27日の北海道旅客鉄道株式会社石勝線における列車脱線火災事故の発生に鑑み、同月29日から同社に対して特別保安監査を実施している。

これまでの監査によると、同社においては、列車火災の対応マニュアル等が多数作成されているが、それらの内容や表現に差異があった。また、列車火災を想定した訓練が、一部の指令所及び現場区所において実施されていなかった。

これらと本件事故との関係については、今後の調査の結果を待つこととなるが、同種又は類似の事故の防止及び万一発生した場合における被害軽減の観点から、貴局管内の鉄軌道事業者に対し、下記1の事項について、列車事故の対応マニュアル等の点検を行うよう指導されたい。

また、貴局管内の鉄軌道事業者について、下記2の事項を調査されたい。

なお、点検及び調査の結果については、平成23年6月30日までに報告されたい。

また、引き続き行う特別保安監査の結果、運輸安全委員会による事故調査の結果等を踏まえ、さらに点検等を求めることがあることを申し添える。

記

1 点検事項

- (1) 列車事故の対応マニュアルについて、内容が適切であり、かつ表現が誤解を生じないものであること。
- (2) 一の事業者が列車事故の対応マニュアルを複数作成している場合は、その内容及び表現に差異のないこと。
- (3) 列車火災を想定した教育訓練の実施状況。

2 調査事項

- (1) 火災の発生した列車がトンネル内（駅部を除く。）で停止した状況を想定した教育訓練の実施状況。
- (2) 列車から又はトンネル内での大量の発煙を認めた場合の取扱いの対応マニュアル等における規定状況。

国鉄技第39号

平成23年6月18日

各地方運輸局鉄道部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

鉄道局技術企画課長

内燃動車等の車両整備の実施状況に係る緊急点検について

平成23年5月27日に発生した北海道旅客鉄道株式会社の石勝線における内燃動車の列車脱線火災事故に関連し、5月29日から6月9日に特別保安監査を実施し、6月18日に同社に対し、別添のとおり、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づき輸送の安全に関する事業改善命令を発出するとともに、車両整備マニュアルに基づく適切な検査の実施等について改善指示を行ったところである。

については、管下鉄軌道事業者に対し、各事業者が定める内燃動車及び内燃機関車の車両整備マニュアル類に基づく適切な整備・検査等が行われているか緊急に点検するよう指導するとともに、点検結果を取りまとめのうえ、6月30日までに報告されたい。